

透析排水と下水道の基準について

透析排水と下水道

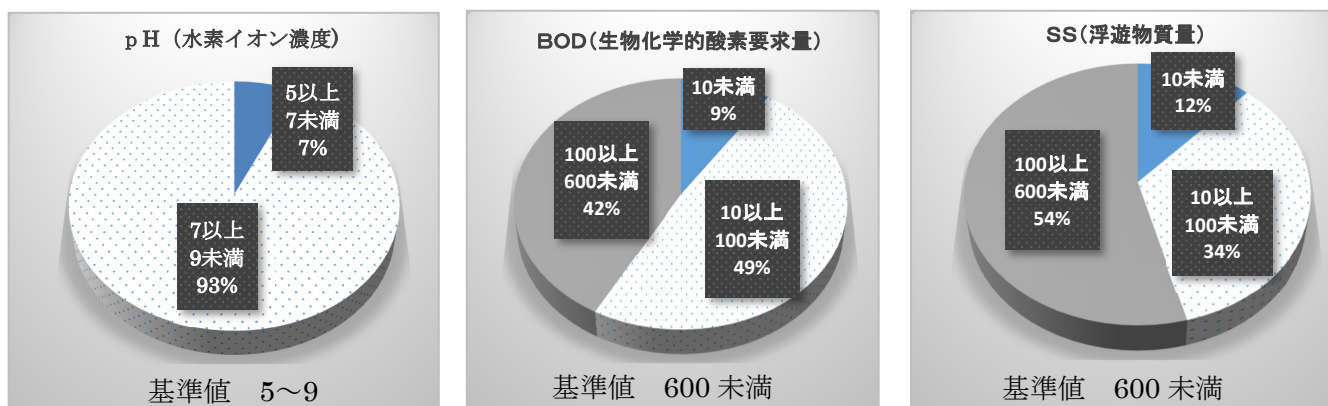
厚生労働省医政局総務課から、2019年1月5日付で「医療機関における下水排除基準の遵守について（依頼）」という事務連絡が出されています。

内容としては、下水道排除基準を逸脱した排水が原因とみられるコンクリートの腐食に対する注意喚起となっており、東京都下水道局HPにも酸性排水による下水道管の損傷事例と注意喚起が掲載されています。

こうした事態を受けて、日本透析医学会から「2019年度版透析排水基準」が策定されています。

透析排水の特徴

当社にご依頼いただいた過去3年間の透析排水において、ご依頼の多い3項目に対する検出割合を以下に示しました。



集計したデータは全て基準値内（下水道排除基準内）でした。なお、pHに関しては基準を満たしているものの、若干アルカリ性に偏っている傾向にあります。よって、この傾向を踏まえての中和が必要になります。

また、透析排水の特徴としてBOD、SSの数値が比較的高く出る傾向にあるようです。透析液には酢酸やブドウ糖といった有機物が含まれており、これらはBODを高める要因になります。SSに関しては見た目が見えなくても透析排水中には細かい粒子が含まれている傾向があるため、注意を要する項目になります。

※「2019年度版透析排水基準」では、pHの基準（5～9）と水温の基準（45℃未満）が明記されています。

これは下水道法における除害施設設置基準に基づいており、この基準にはBODとSSの基準値はありません。しかし、病床数が多い場合にはBOD、SSの基準が適用されてきます。

基準遵守

特定施設と呼ばれる施設においては、下水道への放流において基準を守る必要があります。病院では病床数が300以上あるものが対象となります。しかし、特定施設に該当しない場合でも、下水道に下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、下水道保護の観点から除害施設等の設置が求められる場合があり、透析排水においてはこの要件に該当する排水になるため、下水道の基準を守る必要があります。特に下水道管損傷事例にもあるように、pHにおいては注意が必要になります。透析排水は未処理のまま放流すると下水道管を損傷する恐れのある排水です。よって、法的な基準遵守も含めた適切な維持管理が重要です。

詳しくは、当社 環境検査部 荒木、清水（圭）（フリーダイヤル0120-01-2590 内線389、293）までお気軽にお問い合わせ下さい。

